

指定騒音施設設置（使用）
指定騒音作業開始（実施） 届出書

年 月 日

（宛先）入 間 市 長

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあっては
その代表者の氏名

埼玉県生活環境保全条例 第52条第2項の規定により、 指定騒音施設の設置
指定騒音作業の開始 について、
第53条第2項の規定により、 指定騒音施設の使用
指定騒音作業の実施
次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容		※ 施 設 場 号	
常時使用する従業員数		※ 審 査 結 果	
指定騒音施設（指定騒音作業）の種類、型式、公称能力、数、使用開始・終了時刻及び騒音の防止方法		※ 備 考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別紙

指定騒音施設（指定騒音作業）の種類、型式、公称能力、数、
使用開始・終了時刻及び騒音の防止の方法

工場又は事業場における施設番号		
指 定 騒 音 施 設 （ 指 定 騒 音 作 業 ） の 種 類		
設 置 年 月 日		
工 事 開 始 予 定 年 月 日		
型 式 及 び 公 称 能 力		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		
施 設 数		
使 用 開 始 時 刻 使 用 終 了 時 刻		
騒 音 防 止 の 方 法		

- 備考 1 「指定騒音施設（指定騒音作業）の種類」の欄には、埼玉県生活環境保全条例別表第2第5号又は別表第3に掲げる区分（細分を含む。）及び名称を記載すること。
- 2 設置の届出の場合には「工事開始予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、使用の届出の場合には「設置年月日」の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 「騒音の防止の方法」の欄の記載については、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。